

新見市規則第 4 号

新見市下水道事業会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

新見市長 戎 育

新見市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

新見市下水道事業会計規則（令和 2 年規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 9 1 条中「第 2 1 条の 1 4」を「第 2 1 条の 1 3」に改める。

第 9 2 条中「第 2 1 条の 1 5」を「第 2 1 条の 1 4」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新見市規則第 5 号

新見市公共下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

新見市長 戒 育

新見市公共下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新見市公共下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則（平成 1 7 年規則第 2 2 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



(裏)

下水道事業受益者負担金賦課のお知らせ

- 1 賦課の根拠 新見市公共下水道事業受益者負担金に関する条例(平成17年新見市条例第264号)第8条の規定によって賦課されました。
- 2 受益者の変更 受益者負担金の賦課対象となっている土地の所有者又は権利者が変わった場合は、直ちに受益者変更申請書を提出してください。  
申請があった日以降の納期に係る負担金は、新しい所有者又は権利者が受益者として負担金を納めることとなります。
- 3 一括納付と報奨金 受益者負担金を、初年度の1期・2期又は翌年度の1期に一括納付されますと、納期前納付額の6%～10%が報奨金として交付されます。
- 4 督促手数料 督促状により督促を受けてから納付する場合は、督促手数料として100円を、当該納付額とあわせて納付してください。
- 5 延滞金 納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、納入金額に対し年14.5%(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.25%)の割合で計算した金額
- 6 不服申立て この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に新見市長に対して審査請求をすることが出来ます。この決定の取り消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、新見市を被告として(訴訟においては市長が被告の代表者となります。)提起することが出来ます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。
- 7 滞納処分(強制徴収手続) 納期限までに負担金を納付しなかつたため、督促を受け、かつ、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに負担金を納付しなかつた場合は、滞納処分を受けることとなります。

新見市規則第 6 号

新見市公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

新見市長

戎 育

新見市公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新見市公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 229 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

2 条例第 6 条第 5 項の規定による特環公共下水道事業の分担金の納期限は、納入通知書を発行した日から起算して 30 日以内とする。

様式第 3 号を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



(裏)

下水道事業受益者分担金賦課のお知らせ

- 1 賦課の根拠 新見市公共下水道事業受益者分担金に関する条例(平成17年新見市条例第267号)第6条の規定によって賦課されました。
- 2 受益者の変更 受益者分担金の賦課対象となっている土地の所有者又は権利者が変わった場合は、直ちに受益者変更申請書を提出してください。  
申請があった日以降の納期に係る分担金は、新しい所有者又は権利者が受益者として分担金を納めることとなります。
- 3 一括納付と報奨金 受益者分担金を、初年度の1期・2期又は翌年度の1期に一括納付されますと、納期前納付額の6%～10%が報奨金として交付されます。ただし、特定環境保全公共下水道事業は対象外です。
- 4 督促手数料 督促状により督促を受けてから納付する場合は、督促手数料として100円を、当該納付額とあわせて納付してください。
- 5 延滞金 納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、納入金額に対し年14.5%(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.25%)の割合で計算した金額
- 6 不服申立て この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に新見市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取り消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、新見市を被告として(訴訟においては市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。
- 7 滞納処分  
(強制徴収手続) 納期限までに分担金を納付しなかったため、督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに分担金を納付しなかった場合は、滞納処分を受けることとなります。

新見市規則第 7 号

新見市公共浄化槽等整備排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

新見市長 戎 育

新見市公共浄化槽等整備排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則

新見市公共浄化槽等整備排水処理施設条例施行規則（平成17年規則第123号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第39条」を「第34条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



新見市規則第 8 号

新見市養護老人ホーム和みの郷かなやに勤務する会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

新見市長 戎 育

新見市養護老人ホーム和みの郷かなやに勤務する会計年度任用職員の任用等に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、新見市養護老人ホーム和みの郷かなや（以下「老人ホーム」という。）の運営を行うために任用する会計年度任用職員（以下「老人ホーム職員」という。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件等に関し、新見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新見市条例第 21 号。以下「会計年度給与条例」という。）、新見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年新見市規則第 3 号。以下「会計年度給与条例施行規則」という。）、新見市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年新見市規則第 16 号）、新見市会計年度任用職員の任用及び管理に関する規程（令和 2 年新見市訓令第 4 号）及び新見市会計年度任用職員の人事評価に関する要綱（令和 6 年新見市訓令第 1 号）に定めるほか必要な事項を定め、人事管理の適正を期することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において老人ホーム職員とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項により採用された職員で、老人ホームに勤務する者をいう。

2 この規則において勤務継続職員とは、令和 6 年 3 月 31 日以前から令和 6 年 3 月 31 日まで継続して勤務し、かつ令和 6 年 4 月 1 日付けで新たに老人ホーム職員となった者をいう。

(職種)

第 3 条 老人ホーム職員の職務の区分及び職種は、次のとおりとする。

職種の区分	職種
行政業務	事務員、用務員、管理宿直支援員

福祉専門職	主任生活相談員、生活相談員、主任支援員、支援員、看護師、准看護師、栄養士、調理員、夜勤専門支援員
-------	--

(職務)

第4条 老人ホーム職員は、老人ホームにおいて、新見市養護老人ホーム和みの郷かなや運営規則（平成23年新見市規則第33号）第4条に規定する職務を行う。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第5条 法第22条の2第1項第2号により採用された老人ホーム職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給料は会計年度給与条例施行規則第3条から第8条の規定を準用する。ただし、フルタイム会計年度任用職員のうち勤務継続職員の給料は、前段の規定に関わらず、勤務継続職員給料表（別表第1。以下「給料表」という。）を適用し、その号給は、次に示す額を超えない範囲内で、任命権者が月額で定める。

(1) 行政業務 216,700円

(2) 福祉専門職 280,000円

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第6条 法第22条の2第1項第1号により採用された老人ホーム職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の報酬の額は、会計年度給与条例施行規則第13条の規定を準用する。ただし、時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員のうち勤務継続職員であって、かつ第3条に規定する職種が支援員である者の報酬の額は、会計年度給与条例施行規則第13条第2項の規定に関わらず、基準月額を21で除して得た額を7.75で除して得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に30円を加算したものを時間額とする。

(勤務時間)

第7条 老人ホーム職員のうち管理宿直支援員及び夜勤専門支援員の勤務時間は別表第2のとおりとする。

(管理宿直支援員及び夜勤専門支援員に対する期末手当及び勤勉手当の支給対象外)

第8条 老人ホーム職員のうち管理宿直支援員及び夜勤専門支援員については、会計年度給与条例施行規則第18条の規定に関わらず、期末手当及び勤勉手当は支給しない。

(管理宿直支援員及び夜勤専門支援員に対する通勤に係る費用弁償の支給)

第9条 老人ホーム職員のうち管理宿直支援員及び夜勤専門支援員に係る費用弁償の月額は、会計年度給与条例施行規則第22条第1項の規定により算出した額を、21で除して得た額に、実勤務日数を乗じて得た額（50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げた額）とする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、老人ホーム職員の任用等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の取扱い)

2 勤務継続職員については、令和6年3月31日以前に老人ホームにて勤務していた期間を老人ホーム職員であった期間とみなし、会計年度給与条例第8条、第8条の2、第18条及び第18条の2の規定を適用する。

別表第1（第5条関係）

行政業務

号給	月額（円）
1	162,100
2	163,200
3	164,400
4	165,500
5	166,600
6	167,700
7	168,800
8	169,900
9	170,900
10	172,300
11	173,600
12	174,900
13	176,100
14	177,600
15	179,100
16	180,700
17	181,800
18	183,200
19	184,600
20	186,000
21	187,300
22	189,600
23	191,800
24	194,000
25	196,200
26	197,900
27	199,400
28	200,900
29	202,400
30	203,800

3 1	2 0 5 , 2 0 0
3 2	2 0 6 , 6 0 0
3 3	2 0 8 , 0 0 0
3 4	2 0 9 , 3 0 0
3 5	2 1 0 , 6 0 0
3 6	2 1 1 , 9 0 0
3 7	2 1 3 , 2 0 0
3 8	2 1 4 , 4 0 0
3 9	2 1 5 , 6 0 0
4 0	2 1 6 , 7 0 0

福祉専門職

号給	月額 (円)
1	1 8 9 , 6 0 0
2	1 9 6 , 2 0 0
3	2 0 0 , 9 0 0
4	2 0 5 , 2 0 0
5	2 0 9 , 3 0 0
6	2 1 3 , 2 0 0
7	2 1 6 , 7 0 0
8	2 1 9 , 9 0 0
9	2 2 2 , 7 0 0
1 0	2 2 5 , 4 0 0
1 1	2 2 8 , 1 0 0
1 2	2 3 0 , 7 0 0
1 3	2 3 2 , 6 0 0
1 4	2 3 4 , 5 0 0
1 5	2 3 6 , 3 0 0
1 6	2 3 7 , 8 0 0
1 7	2 3 9 , 4 0 0
1 8	2 4 0 , 9 0 0
1 9	2 4 2 , 3 0 0
2 0	2 4 3 , 8 0 0
2 1	2 4 4 , 3 0 0
2 2	2 4 4 , 7 0 0
2 3	2 4 5 , 2 0 0
2 4	2 4 5 , 6 0 0
2 5	2 4 6 , 0 0 0
2 6	2 4 6 , 4 0 0

27	247,600
28	248,700
29	249,700
30	250,600
31	251,500
32	252,400
33	253,300
34	254,100
35	254,900
36	255,600
37	256,700
38	257,900
39	259,000
40	260,200
41	261,400
42	262,500
43	263,600
44	264,700
45	265,800
46	266,900
47	267,900
48	268,900
49	269,900
50	270,900
51	271,800
52	272,700
53	273,600
54	274,500
55	275,400
56	276,300
57	277,200
58	278,100
59	279,000
60	280,000

別表第2（第7条関係）

職名	勤務時間
管理宿直支援員	午後5時30分から翌日の午前8時30分（仮眠時間を含む）
夜勤専門支援員	午後4時から翌日の午前9時（休憩時間を含む）

新見市規則第 9 号

新見市養護老人ホーム和みの郷かなや運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

新見市長 戎 育

新見市養護老人ホーム和みの郷かなや運営規則の一部を改正する規則

新見市養護老人ホーム和みの郷かなや運営規則（平成 23 年規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「事務員を置く。」の次に「また、必要に応じて用務員、管理宿直支援員、夜勤専門支援員を置くことができる。」を加える。

第 4 条に次の 4 項を加える。

- 1 0 調理員は、栄養士の指示により、調理業務を行うものとする。
- 1 1 用務員は、施設内の清掃、入所者の医療機関への送迎等を行うものとする。
- 1 2 管理宿直支援員は、夜間帯において施設設備等の保全及び施設諸般の取締りを行うものとする。
- 1 3 夜勤専門支援員は、夜間帯において処遇計画に基づき、それに沿った支援を行い、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援するものとする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新見市規則第10号

新見市心身障害者医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新見市長 戎 育

新見市心身障害者医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則

新見市心身障害者医療費給付条例施行規則（平成18年規則第95号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（規則で定める精神疾患による入院に係る療養）

第2条の2 条例第4条第1項の規則で定める精神疾患による入院に係る療養は、条例第3条第1項第4号に定める者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する厚生労働省令で定める精神障害を主因とする疾患による入院のうち3か月を満了する日の属する月の末日後の部分に係る療養とする。

2 前項の3か月の計算は、精神疾患により入院した日から起算する。ただし、退院した後、同一の精神疾患により、当該医療機関又は当該医療機関と特別の関係にある医療機関に入院した場合には、急性憎悪その他やむを得ない場合を除き、精神疾患により最初の医療機関に入院した日から起算する。

附則第2項中「令和6年6月30日」を「令和7年6月30日」に改める。

別表第1一般の項中「同条第2項」を「同条第4項」に改める。

様式第1号、様式第3号及び様式第15号を次のように改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。ただし附則第2項の改正規定及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 新見市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例（令和6年新見市条例第19

号) 附則第 2 項の規定による受給資格証の交付の申請は、この規則の施行の日前においても、改正後の様式第 1 号の規定の例によることができる。

森 森



様式第1号(第4条関係)

心身障害者医療費受給資格証(交付・更新)申請書

年 月 日

新見市長 様

心身障害者医療費受給資格証の交付及び所得区分の認定を関係書類を添えて申請します。  
 なお、申請に当たり公簿により私の世帯の所得、国民健康保険の加入状況を確認されることを承諾します。

また、高額療養費について貴市町村が過払いとなっている場合は、私が保険者から受領した高額療養費のうち、過払い相当額を貴市町村へ支払います。

申 請 者	フリガナ	-----	男 ・ 女	生年 月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名				
	住 所	〒 ー TEL ( )			
	交 付 申 請 事 由	1 重度身体障害者(1級及び2級手帳所持者) 2 重度知的障害者 3 知的障害・身体障害合併障害者 4 精神障害者保健福祉手帳1級及び精神通院医療に係る自立支援医療受給者証所持者			
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	手 帳 番 号				
	交 付 年 月 日	年 月 日			
	次回手帳再認定(判定)年月日	年 月 日			
	次回精神通院再認定年月日	年 月 日			
平成18年10月改正時の心身障害者受給資格証所持状況	1 所持 2 不所持 ----- 1 「所持」の場合の平成18年10月改正時の保険加入及び扶養関係の状況 ----- 1 被用者(社会)保険本人 2 その他				

※裏面も記入してください。

ここから下の欄には記入しないでください

市町村記入欄

申請受付年月日		進達年月日		交付決定年月日	
所得制限	該当 ・ 非該当				
前回所得区分	低所得Ⅰ ・ 低所得Ⅱ ・ 一般 ・ 一定以上				
今回所得区分	低所得Ⅰ ・ 低所得Ⅱ ・ 一般 ・ 一定以上				
所得確認書類	課税証明書 ・ 非課税証明書 ・ その他( )				
前回の受給資格者番号		今回の受給資格者番号			
備 考					

加入医療保険	被保険者又は世帯主の氏名				対象者との続柄	
	保険種別			被保険者の記号番号		
	保険者名(発行機関名)			所在地		
	対象者と同じ医療保険に加入している者<※1>	氏名		住所		
		氏名		住所		
		氏名		住所		
		氏名		住所		
		氏名		住所		
附加給付		有(内容: )・無				
特定疾病療養受療証の有無		有・無 ※対象者が証の交付を受けている場合は、有に○を記入ください。				
世帯の状況	※1以外の世帯員<※2>	氏名		加入する医療保険種別		
		氏名		加入する医療保険種別		
		氏名		加入する医療保険種別		
		氏名		加入する医療保険種別		
他の公費負担制度による医療費の支給		有(制度名: )・無				

(記入上の注意点)

- 1 <※1> 欄には、対象者と同じ医療保険に加入する人(被保険者、被扶養者)全員の氏名・住所を記入してください。
- 2 <※2> 欄には、対象者と同一世帯であるが、別の医療保険に加入している人がいる場合、その氏名を記入し、加入する医療保険の種別に○を記入してください。
- 3 医療保険種別 国保・協会管掌(協管健保)・日雇・組合管掌(組合健保)・共済組合・後期高齢者医療等

(添付書類)

○ 医療保険の保険証の写し

※対象者の名前が記載されている被保険者証・被扶養者証・組合員証など医療保険の加入関係を示すものの写し。(カード型の被保険者証等については、その券面の写しが該当。以下同じ。)

※あわせて、対象者と同じ医療保険に加入する人の名前が記載されている被保険者証・被扶養者証・組合員証など医療保険の加入関係を示すものの写し。

○ 市町村民税の課税・非課税証明書

※ <※1> 欄のうち、対象者が加入する医療保険の保険料の算定対象となっている者(被用者保険の場合は被保険者、国保の場合は被保険者全員)の課税・非課税証明書

※ <※2> 欄に記載した人全員の課税・非課税証明書

様式第3号(第4条関係)

心身障害者医療費受給資格証

表面

受診の際は必ず保険証に添えて提出してください。  
この証が使えるのは、県内の医療機関・薬局・訪問看護ステーションだけです。

岡 山 県							
心身障害者医療費受給資格証							
公費負担者番号	8	0	3	3			
受給資格者番号							
受給資格者	住 所						
	氏 名					男・女	
	生 年 月 日			年	月	日	生
一部負担金の割合	1 割						
一部負担金の月額上限額	外 来						円
	入 院						円
有 効 期 間			年	月	日	から	
				年	月	日	まで
上記の者の受診にかかる医療保険の自己負担分から、上記の一部負担金を控除した額を、公費で負担します。 年 月 日							
岡山県 新見市長							印
保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者の方へ この証により診療を求められたときは、上記の一部負担金を受領し、この一部負担金を控除した額を公費併用扱いとして、レセプトにより、審査支払機関へ請求してください。							

## 注 意 事 項

- 1 この証は、心身障害者医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
- 2 受診の際は、保険証と一緒に、必ずこの証を医療機関(薬局・訪問看護ステーションを含む。以下同じ。)の窓口で提出してください。  
なお、この証を医療機関の窓口で提出しない場合は、心身障害者医療費助成の取り扱いは受けられないので、特に注意してください。
- 3 この証の記載事項や加入する医療保険に変更があったとき、又は交通事故など第三者の行為によって生じた病気やけがで受診の際は、すみやかにその旨を本市へ届け出てください。
- 4 心身障害者医療費の助成を受ける資格を失ったときは、すみやかにその旨を本市へ届け出るとともに、この証を返還してください。
- 5 この証は、他人に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはいけません。
- 6 いつわりその他不正の行為により助成を受けたときは、費用の返還をさせられることがあります。
- 7 県外の医療機関で受診したときや県内の医療機関で現物給付により診療を受けられなかったときは、心身障害者医療費給付申請書に医療機関から受領した領収証を添えて本市の心身障害者医療担当窓口へ償還給付の申請を行ってください。
- 8 複数の医療機関の窓口で支払った額が、一部負担金の月額上限額を超える場合は、本市又は保険者に請求すると償還給付されますので、7に準じて申請してください。
- 9 自立支援医療など国の公費医療制度が適用される場合は、それらの国の公費医療が優先適用されます。
- 10 本市外へ転出した場合は、この証は使用できません。
- 11 精神障害者保健福祉手帳及び精神通院受給者証による受給資格を有する方の精神疾患による入院のうち、3か月を満了する日の属する月の末日後の部分に係る療養は、助成の対象外となります。上記の対象者は手帳をご提示ください。
- 12 お問い合わせ先  
新見市福祉課

様式第 15 号(第 10 条関係)

心身障害者医療費受給資格喪失届				
年 月 日				
新見市長 様		申請者 住所 氏名		
対 象 者	氏 名	性別	生年月日	受 給 資 格 証 記 号 ・ 番 号
		男・女	年 月 日	
資格喪失の理由	1 市町村へ転出 2 治癒 3 死亡 4 他の医療給付を受ける 5 障害の程度が、条例第 3 条に掲げる障害の状態に該当しなくなった 6 その他			
資格喪失年月日	年 月 日			

(注) 受給資格証を添えて提出してください。

新見市規則第 1 1 号

新見市基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録等に関する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

新見市長 戎 斎

新見市基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 2 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当居宅サービス若しくは法第 5 4 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当サービス等」という。）又は法第 4 7 条第 1 項第 1 号に規定する基準該当居宅介護支援若しくは法第 5 9 条第 1 項第 1 号に規定する基準該当介護予防支援（以下「基準該当居宅介護支援等」という。）を提供することができる事業者の登録等について必要な事項を定めるものとする。

(基準該当サービス事業者に対する特例居宅介護サービス費等の支給)

第 2 条 法第 4 2 条第 1 項第 2 号に係る特例居宅介護サービス費又は法第 5 4 条第 1 項第 2 号に係る特例介護予防サービス費（以下「特例居宅介護サービス費等」という。）の支給を行うのは、法第 4 1 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者又は法第 5 3 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護等被保険者」という。）が、基準該当サービス等を実施する事業者として市に登録した事業者（以下「基準該当サービス等事業者」という。）により提供される基準該当サービス等を利用した場合とする。

2 特例居宅介護サービス費等の額は、当該基準該当サービス等について法第 4 1 条第 4 項各号又は法第 5 3 条第 2 項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当サービス等に要した費用（次に掲げる経費を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当サービス等に要した費用の額）の 1 0 0 分の 1 0 0 に相当する額とする。

(1) 基準該当通所介護（岡山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成 2 4 年岡山県条例第 6 2 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第 1 3 2 条第 1 項に規定する基準該当通所

介護をいう。以下同じ。)に要した費用については、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第61条第1号イからハまでに該当する経費

(2) 基準該当短期入所生活介護(岡山県指定居宅サービス等基準条例第182条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。)に要した費用については、施行規則第61条第2号イからニまでに該当する経費

(3) 基準該当介護予防短期入所生活介護(岡山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡山県条例第65号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第166条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)に要した費用については、施行規則第84条第2号イからニまでに該当する経費

(基準該当居宅サービス等に係る登録)

第3条 特例居宅介護サービス費等の支給は、居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)又は居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)が、基準該当居宅サービス等事業者により行われる基準該当居宅サービス等の提供を受けた場合に行うものとする。

2 前項の登録は、基準該当居宅サービス等の事業を行うものの申請により、基準該当居宅サービス等の種類及び当該基準該当居宅サービス等の事業を行う事業所(以下「基準該当居宅サービス等事業所」という。)ごとに行う。

3 第1項の登録は、指定居宅サービス等基準条例及び指定介護予防サービス等基準条例に規定する基準該当居宅サービス等に関する基準を満たす場合に行うものとする。

4 基準該当居宅サービス等事業者が登録資格を有すると認める期間は、その登録の日から6年間とする。

5 基準該当居宅サービス等事業者は前項の期間を終了し、なお、基準該当居宅等サービスを継続して行う場合は、省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(令和5年厚生労働省令告示第331号。以下「様式告示」という。)別紙様式第10条(五)及び様式告示付表各号に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(基準該当訪問介護事業者等に係る登録の申請)

第4条 基準該当居宅サービス等に該当する訪問介護の事業を行う者又は介護予防訪問介護の事業を行う者として、前条第1項の登録を受けようとするものは、様式告示別紙様式第10号(一)及び様式告示付表第1号(一)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、事業所所在地以外の場所における基準該当訪問介護事業等一部実施状況書については、当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有する場合を除き、提出を要しないものとする。

(1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(2) 管理者経歴書

(3) サービス提供責任者経歴書

(4) 平面図

- (5) 運営規程
- (6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
- (7) 法第70条第2項第2号から第9号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (8) 前各号に掲げるもののほか、登録に関し市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書等が提出された場合において、その内容を審査した結果当該登録を受けようとするものが基準該当居宅サービス等事業者としての基準を満たしていると認めたときは、当該登録を受けようとするものに係る次に掲げる情報（第6号にあって、既に付番されている場合に限る。）を岡山県知事に提供するものとする。

- (1) 申請者の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 登録予定年月日
- (4) 事業開始予定年月日
- (5) 運営規程
- (6) 基準該当事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による情報の提供をした場合において、当該提供した情報に係るものについて岡山県知事による基準該当事業所番号が付番されたときは、次に掲げる事項を記載した登録通知書（様式第1号）により当該申請者に通知するものとする。

- (1) 事業者の名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 事業所の名称
- (4) 事業所の所在地
- (5) 事業の種類
- (6) 基準該当事業所番号
- (7) 登録年月日
- (8) 有効期間満了日

4 市長は、第1項の申請書等が提出された場合において、その内容を審査した結果当該登録を受けようとするものが基準該当居宅サービス等事業者としての基準を満たしていないと認めたときは、その旨を記載した書面に当該申請書等を添えて当該申請者に返送するものとする。

（基準該当訪問入浴介護事業者等に係る登録の申請）

第5条 基準該当居宅サービス等に該当する訪問入浴介護の事業を行う者又は介護予防訪問入浴介護の事業を行う者として、第2条第1項の登録を受けようとするものは、別紙様式第10号（一）及び様式告示付表第1号（二）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- (2) 管理者経歴書
- (3) 平面図



- (4) 設備、備品等一覧表
- (5) 運営規程
- (6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
- (7) 指定居宅サービス等基準条例第63条において準用する指定居宅サービス等基準条例第55条に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容を記載した書類
- (8) 法第70条第2項第2号から第9号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (9) 前各号に掲げるもののほか、登録に関し市長が必要と認める書類

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書等が提出された場合について準用する。

(基準該当通所介護事業者等に係る登録の申請)

第6条 基準該当居宅サービス等に該当する通所介護の事業を行う者又は介護予防通所介護の事業を行う者として、第3条第1項の登録を受けようとするものは、別紙様式第10号(一)及び様式告示付表第1号(六)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない

- (1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- (2) 管理者経歴書
- (3) 平面図
- (4) 設備、備品等一覧表
- (5) 運営規程
- (6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
- (7) サービス提供実施単位一覧表
- (8) 法第70条第2項第2号から第9号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (9) 前各号に掲げるもののほか、登録に関し市長が必要と認める書類

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書等が提出された場合について準用する。

(基準該当短期入所生活介護事業者等に係る登録の申請)

第7条 基準該当居宅サービス等に該当する短期入所生活介護の事業を行う者又は介護予防短期入所生活介護の事業を行う者として、第3条第1項の登録を受けようとするものは、別紙様式第10号(一)及び様式告示付表第1号(八)又は様式告示付表第1号(九)もしくは様式告示付表第1号(十)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の登記簿の謄本又は条例等(登記事項証明書にあっては法人の場合、登記事項証明書以外のもの)にあっては定めている場合に限る。
- (2) 基準該当居宅サービス等に該当する短期入所生活介護等の事業を行う事業所が併設する指定通所介護事業所等(指定居宅サービス等基準条例第182条に規定する指定通所介護事業所等をいう。)が、指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基

準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)である場合にあっては法第41条第1項本文の指定を受けたことを証する書類、社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。)である場合にあっては同項の届出をしたこと又は同条第2項の許可を受けたことを証する書類

- (3) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- (4) 管理者経歴書
- (5) 建物の構造概要及び平面図(指定通所介護事業所等の平面図を含む。)
- (6) 設備、備品等一覧表
- (7) 運営規程
- (8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
- (9) 指定居宅サービス等基準条例第188条において準用する指定居宅サービス等基準条例第163条に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容を記載した書類
- (10) 法第70条第2項第2号から第9号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (11) 前各号に掲げるもののほか、登録に関し市長が必要と認める書類

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書等が提出された場合について準用する。

(基準該当福祉用具貸与事業者等に係る登録の申請)

第8条 基準該当居宅サービス等に該当する福祉用具貸与の事業を行う者又は介護予防福祉用具貸与の事業を行う者として、第3条第1項の登録を受けようとするものは、別紙様式第10号(一)及び様式告示付表第1号(十三)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- (2) 管理者経歴書
- (3) 平面図及び設備の概要
- (4) 運営規程
- (5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
- (6) 法第8条第12項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法(指定居宅サービス等基準条例第265条の規定により準用される指定居宅サービス等基準条例第260条第3項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容)を記載した書類
- (7) 法第70条第2項第2号から第9号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (8) 前各号に掲げるもののほか、登録に関し市長が必要と認める書類

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書等が提出された場合について準用する。

(特例居宅介護サービス費等の支給に係る手続)

第9条 第3条第1項の登録を受けようとするものは、登録を受けようとする基準該当居宅サービス等の事業の種類に応じそれぞれ前5条に規定する申請書、状況書及び書類を提出する際に、特例居宅介護サービス費等・特例居宅介護サービス計画費等の代理受領に係る申出書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申出書が提出された場合において、当該申出書を提出したもの(以下この項において「申出人」という。)に対し、第4条第3項(第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知をするときにあっては特例居宅介護サービス費等・特例居宅介護サービス計画費等の代理受領承認通知書を当該申出人に送付し、第4条第4項(第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。)の規定による送付をするときにあっては当該申出書を当該申出人に返付するものとする。

3 基準該当居宅サービス等事業者は、前項の通知書の送付を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載又は法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載(第12条第3項において「支払方法変更の記載等」という。)がなされていない居宅要介護被保険者等が当該基準該当居宅サービス等事業者に対し代理受領(居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者(以下「居宅要介護被保険者等」という。))が基準該当居宅サービス等を受けた場合において、当該居宅要介護被保険者等が当該基準該当居宅サービス等を提供した基準該当居宅サービス等事業者を支払うべき当該基準該当居宅サービス等に要した費用について、特例居宅介護サービス費等として当該居宅要介護被保険者等に対し市が支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者等に代わり、当該基準該当居宅サービス等事業者が市から支払を受けることをいう。以下この条において同じ。)の委任をしたときは、代理受領をすることができる。

(1) 当該居宅要介護被保険者等が法第46条第4項又は第58条第4項の規定により指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市長に届け出ている場合であって、当該指定居宅介護支援又は指定介護予防支援に係る居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。)又は当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画(法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。)(以下これらを「居宅サービス計画等」という。)の対象となっている基準該当居宅サービス等を受けたとき。

(2) 当該居宅要介護被保険者等が基準該当居宅介護支援等を受けることにつきあらかじめ市長に届け出ている場合であって、当該基準該当居宅介護支援等に係る居宅サービス計画等の対象となっている基準該当居宅サービス等を受けたとき。

(3) 当該居宅要介護被保険者等が当該基準該当居宅サービス等の利用に係る計画をあらかじめ市長に届け出ている場合であって基準該当居宅サービス等を受けたとき。

4 前項の規定による代理受領が行われたときは、居宅要介護被保険者等に対し特例居宅介護サービス費等の支給があったものとみなす。

- 5 基準該当居宅サービス等事業者は、基準該当居宅サービス等その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者等に対し、領収証を交付しなければならない。
- 6 基準該当居宅サービス等事業者は、前項の規定により交付しなければならない領収証に、基準該当居宅サービス等について居宅要介護被保険者等から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅介護サービス費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
- 7 基準該当居宅サービス等事業者は、その提供した基準該当居宅サービス等について、代理受領が行われる場合は、当該基準該当居宅サービス等を提供した際に、当該要介護被保険者等から利用料の一部として、特例居宅介護サービス費等基準額（法第42条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）から代理受領に係る特例居宅介護サービス費等の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 8 市長は、基準該当居宅サービス等事業者からの請求に対する審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45号第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。

（基準該当居宅介護支援等に係る登録）

第10条 法第47条第1項第1号に係る特例居宅介護サービス計画費又は法第59条第1項第1号に係る特例介護予防サービス計画費（以下「特例居宅介護サービス計画費等」という。）の支給は、居宅要介護被保険者等が、基準該当居宅介護支援等の事業を行う者として市の登録を受けたもの（以下「基準該当居宅介護支援等事業者」という。）により行われる基準該当居宅介護支援等の提供を受けた場合に行うものとする。

2 前項の登録は、基準該当居宅介護支援等の事業を行うものの申請により、基準該当居宅介護支援等を行う事業所（以下「基準該当居宅介護支援等事業所」という。）ごとに行う。

3 第1項の登録は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「居宅介護支援基準省令」という。）又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「介護予防支援基準省令」という。）に規定する基準該当居宅介護支援等に関する基準を満たす場合に行うものとする。

（基準該当居宅介護支援等事業者に係る登録の申請）

第11条 前条第1項の登録を受けようとするものは、別紙様式第10号（一）及び居宅介護支援事業所にあつては、様式告示付表第2号（十一）、介護予防支援事業所にあつては、様式告示付表第二号（十二）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- （2） 管理者経歴書

- (3) 平面図
- (4) 運営規程
- (5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
- (6) 関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容を記載した書類
- (7) 法第79条第2項第2号から第8号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (8) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号を記載した書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、登録に関し市長が必要と認める書類

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書等が提出された場合について準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当居宅サービス等事業者として」とあるのは、「基準該当居宅介護支援等事業者として」と読み替えるものとする。

(特例居宅介護サービス計画費等の支給に係る手続)

第12条 第10条第1項の登録を受けようとするものは、前条の申請書等を提出する際に、特例居宅介護サービス費等・特例居宅介護サービス計画費等の代理受領に係る申出書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申出書が提出された場合において、当該申出書を提出したもの(以下この項において「申出人」という。)に対し、前条第2項において準用する第4条第3項の規定による通知をするときにあっては特例居宅介護サービス費等・特例居宅介護サービス計画費等の代理受領承認通知書を当該申出人に送付し、前条第2項において準用する第4条第4項の規定による送付をするときにあっては当該申出書を当該申出人に返付するものとする。

3 基準該当居宅介護支援等事業者は、前項の通知書の送付を受けた場合において、当該基準該当居宅介護支援等事業者から基準該当居宅介護支援等を受けることにつきあらかじめ市長に届出をし、かつ、その被保険者証に支払方法変更の記載等がなされていない居宅要介護被保険者等が当該基準該当居宅介護支援等事業者に対し代理受領(居宅要介護被保険者等が基準該当居宅介護支援等を受けた場合において、当該居宅要介護被保険者等が当該基準該当居宅介護支援等を提供した基準該当居宅介護支援等事業者に支払うべき当該基準該当居宅介護支援等に要した費用について、特例居宅介護サービス計画費等として当該居宅要介護被保険者等に対し市が支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者等に代わり、当該基準該当居宅介護支援等事業者が市から支払を受けることをいう。以下この条において同じ。)の委任をしたときは、代理受領をすることができる。

4 前項の規定による代理受領が行われたときは、居宅要介護被保険者等に対し特例居宅介護サービス計画費等の支給があったものとみなす。

5 基準該当居宅介護支援等事業者は、基準該当居宅介護支援等その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者等に対し、領収証を交付しなければならない。

6 基準該当居宅介護支援等事業者は、前項の規定により交付しなければならない領収証

に、基準該当居宅介護支援等について居宅要介護被保険者等から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅介護サービス計画費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

7 市長は、基準該当居宅介護支援等事業者からの請求に対する審査及び支払を連合会に委託することができる。

(変更等の届出等)

第13条 基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者（以下「基準該当居宅サービス事業者等」という。）は、基準該当居宅サービス等事業所又は基準該当居宅介護支援等事業所（以下「基準該当居宅サービス事業所等」という。）の登録に際し市長に提出した申請書、状況書又は書類の記載事項に変更があった場合には、速やかに様式告示別紙様式第10号（二）を市長に提出しなければならない。

2 基準該当居宅サービス事業者等は、当該事業を廃止し、休止したときは速やかに様式告示別紙様式第10号（四）を、再開したときは速やかに様式告示別紙様式第10号（三）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の届出書が提出されたときは、当該届出に係る情報を岡山県知事に提供するものとする。

4 第4条第3項の規定は、第1項の届出書が提出された場合について準用する。この場合において、同条第3項中「提供をした場合において、当該提供した情報に係るものについて岡山県知事による基準該当事業所番号が付番されたとき」とあるのは「提供をしたとき」と、「当該申請者」とあるのは「当該届出人」と読み替えるものとする。

(報告等)

第14条 市長は、特例居宅介護サービス費等又は特例居宅介護サービス計画費等の支給に関し必要があると認めるときは、基準該当居宅サービス事業者等又は基準該当居宅サービス事業者等であった者若しくは基準該当居宅サービス事業所等の従業者であった者（以下この項において「基準該当居宅サービス事業者等であった者等」という。）に対し、報告又は帳簿書類の提出あるいは提示を命じ、基準該当居宅サービス事業者等又は基準該当居宅サービス事業所等の従業者若しくは基準該当居宅サービス事業者等であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは基準該当居宅サービス事業所等について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(基準該当居宅サービス等事業者の登録の抹消)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該基準該当居宅サービス等事業者に係る第3条第1項の登録を抹消するものとする。

(1) 基準該当居宅サービス等事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、指定居宅サービス等基準条例若しくは指定介護予防サービス等基準条例に規定する基準該当居宅サービス等事業者が満たすべき基準又

は指定居宅サービス等基準条例に規定する基準該当居宅サービス等事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。

- (2) 基準該当居宅サービス等事業者が、指定居宅サービス等基準条例若しくは指定介護予防サービス等基準条例に規定する基準該当居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当居宅サービス等の事業の運営をすることができなくなったとき。
- (3) 特例居宅介護サービス費等の請求に関し不正があったとき。
- (4) 基準該当居宅サービス等事業者が、前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 基準該当居宅サービス等事業者又は基準該当居宅サービス等事業所の従業者が、前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る基準該当居宅サービス等事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該基準該当居宅サービス等事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (6) 基準該当居宅サービス等事業者が、不正の手段により第3条第1項の登録を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により第3条第1項の登録を抹消したときは、当該基準該当居宅サービス等事業者に対し、その旨を文書により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により第3条第1項の登録を抹消したときは、当該抹消に係る情報を岡山県知事に提供するものとする。

(基準該当居宅介護支援等事業者の登録の抹消)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該基準該当居宅介護支援等事業者に係る第9条第1項の登録を抹消するものとする。

- (1) 基準該当居宅介護支援等事業者が、当該登録に係る基準該当居宅介護支援等事業所の介護支援専門員(法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。)の人員について、居宅介護支援基準省令に規定する基準該当居宅介護支援等事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。
- (2) 基準該当居宅介護支援等事業者が、居宅介護支援基準省令又は介護予防支援基準省令に規定する基準該当居宅介護支援等の事業の運営に関する基準に従って適正な基準該当居宅介護支援等事業の運営をすることができなくなったとき。
- (3) 特例居宅介護サービス計画費等の請求に関し不正があったとき。
- (4) 基準該当居宅介護支援等事業者が、第13条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 基準該当居宅介護支援等事業者又は当該登録に係る基準該当居宅介護支援等事業所の従業者が、第13条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る基準該当居宅介護支援等事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止

するため、当該基準該当居宅介護支援等事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(6) 基準該当居宅介護支援等事業者が、不正の手段により第9条第1項の登録を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により第10条第1項の登録を抹消したときは、当該基準該当居宅介護支援等事業者に対し、その旨を文書により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により第10条第1項の登録を抹消したときは、当該抹消に係る情報を岡山県知事に提供するものとする。

(その他)

第17条 この規則に掲げるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



様式第1号（第4～8条、第11条関係）

番 号  
年 月 日

（申請者）

名 称

代表者氏名 様

新見市長

新見市基準該当居宅サービス事業者等登録通知書

年 月 日付けで申請のあった基準該当居宅サービス事業所等について、  
次のとおり登録しましたので通知します。

記

- 1 事業者の名称
- 2 代表者氏名
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 事業の種類
- 6 基準該当事業所番号
- 7 登録年月日
- 8 有効期間満了日

年 月 日

特例居宅介護サービス費等・特例居宅介護サービス計画費等の  
代理受領に係る申出書

新見市長 様

（事業者）  
住 所  
名 称  
代表者氏名  
連絡先電話番号

以下のとおり、代理受領について申し出ます。

- 1 代表者氏名
- 2 基準該当サービス事業所名
- 3 事業所の所在（電話番号）
- 4 基準該当事業所番号
- 5 代理受領の取扱いを受けようとする期間 年間  
ただし、期間満了1月前までに特段の意思表示がない場合には、期間満了の翌日において、更に 年間順次更新したものとする。

新見市規則第12号

新見市組織・機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新見市長 戒 育

新見市組織・機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則

(新見市事務分掌規則の一部改正)

第1条 新見市事務分掌規則(平成17年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表を次のように改める。

総務部

総務課 総務係、人事係、管財係、危機管理室  
秘書広報課 秘書係、広報係  
総合政策課 企画政策係、協働推進係、大学連携推進室  
移住・定住推進課 定住対策係、ふるさと納税係  
財政課 財政係  
税務課 収税係、市民税係、資産税係  
情報政策課 情報管理係、デジタル推進係  
契約検査課 入札契約係、検査係  
行政改革推進課 行政改革推進係

福祉部

市民課 市民係、国保年金係  
環境課 環境政策係、衛生係  
交通対策課 交通企画係、生活安全交通係  
福祉課 福祉政策係、生活支援係、障害者福祉係  
高齢者支援課 高齢者福祉係、介護保険係、介護認定調査係、地域包括支援センター  
健康医療課 親子保健係、健康づくり係、地域医療係  
子育て支援課 子育て支援係、こども福祉係

産業部

農業畜産振興課 農業畜産係、耕地係、鳥獣対策係

林業振興課 林業振興係、治山係

商工観光課 商工労政係、観光振興係、観光施設係

#### 建設部

建設課 維持管理係、工務係、国土調査係

都市整備課 住宅係、街路・区画整理係、建築係

下水道課 管理係、工務係

第3条第3項の表を次のように改める。

福祉課 福祉政策係、生活支援係、障害者福祉係

高齢者支援課 高齢者福祉係

子育て支援課 子育て支援係、こども福祉係

第4条第3項中「部に」の次に「担当部長、」を加える。

第8条を次のように改める。

(事務分掌)

第8条 第3条に掲げる課の事務分掌は、次のとおりとする。

#### 総務部

##### 総務課

- (1) 部内各課連携調整に関する事。
- (2) 公印の管守に関する事。
- (3) 文書管理の総合調整に関する事。
- (4) 公告式及び令達に関する事。
- (5) 条例、規則等の制定改廃手続及び審査に関する事。
- (6) 市議会の招集及び提出議案の審査に関する事。
- (7) 市民センターに関する事。
- (8) 法令遵守(コンプライアンス)に関する事。
- (9) 訴訟及び賠償に関する事。
- (10) 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- (11) 固定資産評価審査委員会に関する事。
- (12) 各種相談業務に関する事。
- (13) 当直に関する事。
- (14) 姉妹都市及び友好都市に関する事。
- (15) 防災及び危機管理に関する事。
- (16) 国民保護に関する事。
- (17) 自衛官その他諸官庁の募集に関する事。
- (18) 職員の定数、任命、分限、懲戒及び服務に関する事。
- (19) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する事。
- (20) 職員の勤務成績の評定に関する事。
- (21) 職員の人事評価に関する事。
- (22) 職員の福利厚生及び衛生に関する事。
- (23) 職員の研修に関する事。

- (24) 市有財産の管理及び処分に関する事。
- (25) 庁舎の管理に関する事。
- (26) 公用車の管理及び配車に関する事。
- (27) 新見市土地開発公社に関する事。
- (28) 本庁他課に属さない事務に関する事。

#### 秘書広報課

- (1) 市長及び副市長の秘書に関する事。
- (2) 儀式、ほう章及び表彰に関する事。
- (3) 渉外に関する事。
- (4) 市長会に関する事。
- (5) 市長の命を受けた特命事項に関する事。
- (6) 市勢要覧に関する事。
- (7) 公聴及び広報に関する事。
- (8) ホームページの総合調整に関する事。
- (9) 行政放送に関する事。

#### 総合政策課

- (1) 行政施策の総合調整に関する事。
- (2) 総合計画に関する事。
- (3) 過疎計画、辺地計画に関する事。
- (4) 庁議その他連絡調整会議に関する事。
- (5) 主要事務事業の進行管理に関する事。
- (6) 広域行政に関する事。
- (7) 国・県等公共機関との連携・調整に関する事。
- (8) 統計に関する事。
- (9) 国土利用計画に関する事。
- (10) まちづくり審議会及び地域審議会に関する事。
- (11) 新見市版地域共生社会の構築に関する事。
- (12) 市民との協働推進に関する事。
- (13) 地域づくり施策の調整に関する事。
- (14) 結婚推進に関する事。
- (15) 地縁団体の設立及び活動支援に関する事。
- (16) NPO法人の設立及び活動支援に関する事。
- (17) ボランティア活動の支援及び調整に関する事。
- (18) 男女共同参画に関する事。
- (19) 行政地区の総合調整及び配布物に関する事。
- (20) 総代手当に関する事。
- (21) 地方独立行政法人評価委員会に関する事。
- (22) 公立大学法人新見公立大学に関する事。
- (23) 大学と地域との連携に関する事。

(24) 大学を活かしたまちづくりに関すること。

#### 移住・定住推進課

- (1) 移住・定住の促進に関すること。
- (2) ふるさと寄付金制度に関すること。

#### 財政課

- (1) 予算の編成に関すること。
- (2) 財政計画に関すること。
- (3) 地方交付税に関すること。
- (4) 予算執行の調整及び調査に関すること。
- (5) 財務の企画及び調整に関すること。
- (6) 財務書類等の活用に関すること。
- (7) 地方債に関すること。
- (8) 財政状況の公表に関すること。
- (9) 公会計における財務諸表に関すること。

#### 税務課

- (1) 市税の賦課及び徴収に関すること。
- (2) 市税の督促に関すること。
- (3) 市税の滞納処分に関すること。
- (4) 徴収の嘱託及び受託に関すること。
- (5) 過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (6) 個人市県民税及び法人市民税に関すること。
- (7) 国民健康保険税及び軽自動車税に関すること。
- (8) たばこ税、鉱産税及び入湯税に関すること。
- (9) 原動機付自転車等の標識交付に関すること。
- (10) 市税に係る諸証明に関すること。
- (11) 固定資産税及び都市計画税に関すること。
- (12) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (13) 特別土地保有税に関すること。
- (14) 公図等の管理に関すること。
- (15) 市有固定資産の固定資産税評価に関すること。

#### 情報政策課

- (1) 情報政策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 電子自治体の構築及び推進に関すること。
- (3) 地域情報化政策の企画及び推進に関すること。
- (4) 情報処理システム及びサーバの運用等に関すること。
- (5) 情報セキュリティに関すること。
- (6) ネットワークの運用に関すること。
- (7) ラストワンマイル整備事業に関すること。
- (8) 地域情報通信ネットワークに関すること。

- (9) 地域情報センターに関する事。
- (10) 光ファイバーネットワークに関する事。
- (11) 情報センター及び拠点施設に関する事。
- (12) 告知放送システムに関する事。
- (13) 通信サービス及び放送サービスを提供する事業者に関する事。
- (14) 行政システム標準化の構築及び調整に関する事。
- (15) 行政オンライン化推進に関する事。
- (16) 個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する事。

#### 契約検査課

- (1) 工事等の技術監理及び指導に関する事。
- (2) 工事等の検査に関する事。
- (3) 工事等の入札及び契約に関する事。
- (4) 物品の入札及び契約に関する事。

#### 行政改革推進課

- (1) 指定管理者制度に関する事。
- (2) 公共施設等総合管理計画に関する事。
- (3) 行政財産等の管理方針に関する事。
- (4) 組織改革に関する事。
- (5) 行政事務改善に関する事。

### 福祉部

#### 市民課

- (1) 部内各課連携調整に関する事。
- (2) 住民基本台帳に関する事。
- (3) 戸籍に関する事。
- (4) マイナンバーカードの交付に関する事。
- (5) 印鑑登録に関する事。
- (6) 外国人の在留関連事務に関する事。
- (7) 住基ネット及び公的個人認証に関する事。
- (8) 自動車臨時運行の許可に関する事。
- (9) 火葬許可及び火葬場の使用許可に関する事。
- (10) パスポートの申請及び交付に関する事。
- (11) 市税に係る諸証明に関する事。
- (12) 総合窓口に関する事。
- (13) 国民健康保険事業に関する事。
- (14) 国民年金の法定受託事務に関する事。
- (15) 後期高齢者医療に関する事。

#### 環境課

- (1) 自然保護及び環境の保全に関する事。
- (2) 公害防止対策に関する事。

- (3) 廃棄物（塵芥）処理、し尿に関する事。
- (4) 環境衛生組織の総合調整に関する事。
- (5) 畜犬登録及び狂犬病予防に関する事。
- (6) 墓地に関する事。
- (7) 行旅死亡人及び変死体の処理に関する事。
- (8) 墓地改葬及び墓地の使用許可の受付に関する事。
- (9) そ族昆虫の駆除に関する事。
- (10) へい獣処理場以外でのへい獣処理の許可に関する事。
- (11) 動物の死体収容に関する事。
- (12) 市営斎場に関する事。
- (13) 廃棄物処理センターに関する事。
- (14) 処理センターに関する事。
- (15) 墓地等の経営等の許可に関する事。
- (16) 大気環境保全対策に関する事。
- (17) 水質環境保全対策に関する事。
- (18) 騒音、振動及び悪臭に関する事。
- (19) 土壌汚染対策に関する事。

#### 交通対策課

- (1) 市内公共交通の総合調整に関する事。
- (2) 交通安全対策に関する事。
- (3) 防犯に関する事。
- (4) 市営バスに関する事。
- (5) 消費者行政に関する事。
- (6) 電気用品安全法及び消費生活用製品安全法に関する事。

#### 福祉課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 人権に関する事。
- (3) 隣保館に関する事。
- (4) 民生委員に関する事。
- (5) 戦傷病者、戦没者及び遺族等の援護に関する事。
- (6) 旧軍人及び軍属の恩給扶助料に関する事。
- (7) 社会福祉協議会及び社会福祉団体（施設）に関する事。
- (8) 生活保護に関する事。
- (9) 生活困窮者自立支援に関する事。
- (10) 低所得者、行旅病人等の援護に関する事。
- (11) 岡山県福祉年金に関する事。
- (12) 災害救助に関する事。
- (13) 日本赤十字社に関する事。
- (14) 避難行動要支援者名簿の作成に関する事。



- (15) 身体障害者福祉に関すること。
- (16) 知的障害者福祉に関すること。
- (17) 精神障害者福祉に関すること。
- (18) 障害児福祉に関すること。
- (19) 心身障害者医療費助成事業に関すること。
- (20) 特別児童扶養手当に関すること。
- (21) 身体障害者相談員・知的障害者相談員の委託に関すること。
- (22) 新見市障害者地域活動支援センターに関すること。
- (23) 社会福祉法人の認可及び指導監督に関すること。
- (24) 社会福祉施設の設置認可及び指導監督に関すること。
- (25) 介護保険事業者等の指定等及び指導監督に関すること。
- (26) 指定障害福祉サービス事業者等の指定及び指導監督に関すること。
- (27) 社会福祉連携推進法人の認可及び指導監督に関すること。

#### 高齢者支援課

- (1) 在宅高齢者福祉に関すること。
- (2) 敬老事業に関すること。
- (3) 老人措置に関すること。
- (4) 高齢者対策実施組織に関すること。
- (5) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (6) 高齢者福祉施設の管理に関すること。
- (7) 在宅介護支援に関すること。
- (8) 養護老人ホームに関すること。
- (9) 介護保険被保険者の資格管理に関すること。
- (10) 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。
- (11) 介護認定審査会に関すること。
- (12) 介護保険の認定に関すること。
- (13) 介護保険の給付に関すること。
- (14) 介護サービスの提供に関すること。
- (15) 介護保険に係る不服審査に関すること。
- (16) 介護保険事業計画に関すること。
- (17) 介護保険施設整備等に関すること。
- (18) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
- (19) 在宅医療・介護連携に関すること。
- (20) 生活支援体制整備に関すること。
- (21) 認知症総合支援に関すること。
- (22) 高齢者の権利擁護に関すること。
- (23) 総合相談支援に関すること。
- (24) 包括的・継続的ケアマネジメント支援に関すること。
- (25) 地域ケア会議に関すること。

## 健康医療課

- (1) 母子保健・子育て支援事業に関する事。
- (2) 不妊・不育治療支援事業に関する事。
- (3) 子育て世代包括支援センターに関する事。
- (4) 予防接種事業に関する事。
- (5) 各種健(検)診に関する事。
- (6) 介護予防事業に関する事。
- (7) 実習生に関する事。
- (8) 食育に関する事。
- (9) 精神保健に関する事。
- (10) 感染症に関する事。
- (11) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付に関する事。
- (12) 献血事業に関する事。
- (13) 健康増進施設に関する事。
- (14) 組織育成(愛育委員会・栄養改善協議会・健康づくり連絡会)に関する事。
- (15) 健康増進事業に関する事。
- (16) 健康増進計画に関する事。
- (17) 地域医療の総括に関する事。
- (18) 診療所等に関する事。

## 子育て支援課

- (1) 児童福祉に関する事。
- (2) 保育所に関する事。
- (3) 認定こども園に関する事。
- (4) 新見市立認定こども園及び保育所給食共同調理場に関する事。
- (5) 幼児クラブに関する事。
- (6) 家庭的保育事業等に関する事。
- (7) 認可外保育施設に関する事。
- (8) 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事。
- (9) 地域子ども・子育て支援事業に関する事。
- (10) 休日保育事業に関する事。
- (11) 児童手当に関する事。
- (12) 児童扶養手当に関する事。
- (13) 児童虐待の防止等に関する事。
- (14) 母子・父子・寡婦福祉に関する事。
- (15) 家庭児童相談室に関する事。
- (16) 里親が行う養育に関する事。
- (17) ひとり親家庭等医療費助成事業に関する事。

- (18) 子育て支援医療費助成事業に関する事。
- (19) 未熟児の養育医療に関する事。
- (20) 子育て支援金に関する事。

## 産業部

### 農業畜産振興課

- (1) 部内各課連携調整に関する事。
- (2) 地域農政の企画及び総合調整に関する事。
- (3) 農業委員会との連絡調整に関する事。
- (4) 新規就農者及び認定農業者の確保に関する事。
- (5) 農業団体組織の育成に関する事。
- (6) 農業振興地域整備促進に関する事。
- (7) 都市と農村の交流に関する事。
- (8) 農業経営の振興に関する事。
- (9) 農作物被害防除及び害虫防除に関する事。
- (10) 内水面漁業に関する事。
- (11) 畜産の振興に関する事。
- (12) 畜産経営及び環境改善に関する事。
- (13) 家畜衛生に関する事。
- (14) 農業畜産団体に関する事。
- (15) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事。
- (16) 有害鳥獣の駆除・被害防止に関する事。
- (17) 農地整備施策の企画及び総合調整に関する事。
- (18) 土地改良事業に関する事。
- (19) 土地改良区に関する事。
- (20) 県営土地改良事業その他の県営事業に関する事。
- (21) 農業土木の調査、測量、設計及び施工に関する事。
- (22) 県営土地改良事業その他県営事業の推進に関する事。
- (23) 農道、用排水路及びため池等の管理に関する事。

### 林業振興課

- (1) 林業振興の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 治山事業及び林道事業に関する事。
- (3) 森林保護に関する事。
- (4) 林地の開発及び保全に関する事。
- (5) 森林計画及び森林施業計画に関する事。
- (6) 林業団体に関する事。
- (7) 木質系バイオマスに関する事。
- (8) 松くい虫(危険木)駆除に関する事。
- (9) 保安林に関する事。
- (10) 市有林に関する事。

- (11) 県立自然公園に関する事。

#### 商工観光課

- (1) 商工鉦業の振興に関する事。
- (2) 商工会議所の定款変更認可等に関する事。
- (3) 商工団体にに関する事。
- (4) 中小企業融資に関する事。
- (5) 労働対策の総合調整に関する事。
- (6) 勤労者融資に関する事。
- (7) 雇用の促進に関する事。
- (8) 企業誘致に関する事。
- (9) 計量器に関する事。
- (10) 火薬類譲受及び消費許可に関する事。
- (11) 観光資源の調査開発に関する事。
- (12) 観光宣伝、観光客誘致に関する事。

#### 建設部

##### 建設課

- (1) 部内各課連携調整に関する事。
- (2) 道路、橋りょう及び河川等の使用又は占有許可に関する事。
- (3) 市道の認定、廃止及び変更に関する事。
- (4) 国県道の改良促進に関する事。
- (5) 急傾斜地崩壊対策事業及び砂防指定地に関する事。
- (6) 法定及び法定外公共物の使用又は占有許可に関する事。
- (7) 道路調査に関する事。
- (8) 道路、橋りょう及び河川等の管理に関する事。
- (9) 道路、橋りょう台帳及び河川台帳の整備に関する事。
- (10) 法定及び法定外公共物の管理に関する事。
- (11) 道路愛護会に関する事。
- (12) 道路管理瑕疵事務に関する事。
- (13) 市道、県道管理権限移譲16路線（以下「管理県道」という。）の維持補修に関する事。
- (14) 原材料支給に関する事。
- (15) 建設用重機械及び除雪機械の管理に関する事。
- (16) 市道、管理県道の除雪に関する事。
- (17) 土砂災害の啓発に関する事。
- (18) 所管する土地の境界に関する事。
- (19) 道路、橋りょう及び河川等工事の調査、測量、設計及び施工に関する事。
- (20) 交通安全施設の管理に関する事。
- (21) 屋外広告物の許可、違反広告物の簡易除去に関する事。

- (22) 大佐 SA スマートインターチェンジに関する事。
- (23) 道路等の登記に関する事。
- (24) 管理県道の改良促進に関する事。
- (25) 道路、橋りょう用地の買収及び補償に関する事。
- (26) 交通安全施設に関する事。
- (27) 災害復旧事業に関する事。
- (28) 国道、県道等県事業の推進に関する事。
- (29) 地籍調査事業計画の策定に関する事。
- (30) 一筆調査に関する事。
- (31) 地籍図及び地籍簿の作成に関する事。
- (32) 地籍調査の認証に関する事。
- (33) 地籍調査標識の管理に関する事。
- (34) 公共基準点の管理保全に関する事。

#### 都市整備課

- (1) 都市計画に関する事。
- (2) 都市施設の管理に関する事。
- (3) 土地区画整理事業に関する事。
- (4) 都市計画施設区域内の建築物の許可に関する事。
- (5) 都市施設の調査、測量、設計及び施工に関する事。
- (6) 都市施設の使用又は占用許可に関する事。
- (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する事。
- (8) 都市景観に関する事。
- (9) 公有地の拡大の推進に関する事。
- (10) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく路外駐車場設置に関する事。
- (11) 市営住宅に関する事。
- (12) 住宅新築資金等の償還事務に関する事。
- (13) 市有建築物の営繕工事の設計及び監理に関する事。
- (14) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に関する事。
- (15) 岡山県景観条例（昭和63年岡山県条例第16号）に基づく大規模行為の受付に関する事。
- (16) 建設リサイクル法（平成12年法律第104号）に基づく届出等に関する事。
- (17) バリアフリー新法（平成18年法律第91号）に基づく建築物に関する事。
- (18) 岡山県福祉のまちづくり条例（平成12年岡山県条例第1号）に基づく建築物に関する事。
- (19) 省エネ法（昭和54年法律第49号）に基づく建築物に関する事。

- (20) 建築物耐震改修促進法（平成7年法律第123号）に関する事。
- (21) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に関する事。

下水道課

- (1) 下水道事業の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 下水道使用料等の賦課及び徴収に関する事。
- (3) 下水道財産及び施設の管理に関する事。
- (4) 下水道施設の調査、測量、設計及び施工に関する事。
- (5) 下水道排水設備指定工事店に関する事。
- (6) 浄化槽の設置に関する事。
- (7) 下水道高度情報化に関する事。

出納室

- (1) 会計事務の企画、指導及び調整に関する事。
- (2) 支出負担行為の確認及び支払命令の審査に関する事。
- (3) 出納員、分任出納員及び物品取扱員に関する事。
- (4) 指定金融機関等に関する事。
- (5) 現金の出納（収入、支出）及び保管に関する事。
- (6) 決算の調整に関する事。
- (7) 現金の運用に関する事。
- (8) 個人番号関係事務（法定調書作成等）の調整に関する事。
- (9) 室内の処務・経理に関する事。

第14条中第122号を第123号とし、第3号から第121号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 防災及び危機管理に関する事。

第15条から第18条までを次のように改める。

（その他の施設機関の所属）

第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1号の規定により設けられた公の施設で、新見市廃棄物処理センター条例（平成17年新見市条例第148号）第1条の規定により設けられた廃棄物処理センター、新見市処理センター条例（平成19年新見市条例第8号）第1条の規定により設けられた処理センター及び新見市養護老人ホーム条例（平成17年新見市条例第128号）第1条の規定により設けられた養護老人ホーム和みの郷かなやの所属は、次のとおりとする。

所属	施設機関
福祉部環境課	廃棄物処理センター
	処理センター
福祉部高齢者支援課	養護老人ホーム和みの郷かなや

（分課及び係）

第16条 前条に掲げる施設機関（以下「その他の施設機関」という。）の組織は、次のとおりとする。

廃棄物処理センター  
 処理センター  
 養護老人ホーム和みの郷かなや  
 (職制)

- 第17条 廃棄物処理センターに所長、その他の職員を置く。  
 2 処理センターに所長、その他の職員を置く。  
 3 養護老人ホーム和みの郷かなやに施設長、その他職員を置く。  
 4 前3項に定めるもののほか、その他の施設機関に参事、主幹、主査及び主任を置くことができる。

(職務)

- 第18条 その他の施設機関の長は、上司の命を受けてその他の施設機関の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。  
 2 参事は、上司の特命を受けてその他の施設機関の事務のうち重要事項を掌理する。  
 3 所長補佐は、所長を補佐して職員を指揮監督し、所長に事故があるときは、その職務を代行する。  
 4 主幹は、上司の命を受けてその他の施設機関の事務のうち特定の事項を処理する。  
 5 係長、主査及び主任の職務は、第5条第8項及び第9項の規定を適用する。

第21条第1項中「センターの事務分掌」を「その他の施設機関の事務分掌」に改め、表に次のように加える。

養護老人ホーム和みの郷かなや

- (1) 公印の管守に関する事
- (2) 施設の管理に関する事
- (3) 在所者の養護及び生活指導に関する事
- (4) 在所者の看護に関する事
- (5) 在所者の健康管理に関する事
- (6) 在所者の給食及び栄養管理に関する事

(新見市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 新見市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成17年規則第42号)の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

部局 級	市長	議会	監査委員	選挙管理委員会	農業委員会	教育委員会	消防
1級	定型的な業務を行う保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、保育教諭、司書、管理栄養士又は臨床心理士の職					定型的な業務を行う文化財保護主事、司書、管理栄養士、臨床心理士又は教諭の職	1 消防士補の職務 2 定型的な業務を行う消防士の職務

	務					務	
2級	保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、保育教諭、管理栄養士又は臨床心理士の職務					文化財保護主事、司書、管理栄養士、臨床心理士又は教諭の職務	消防士の職務
3級							
4級	係長代理、保育所次長心得又は認定こども園次長心得の職務			次長の職務		認定こども園次長心得の職務	
5級	大学連携推進室長、出納室長補佐、保育所長、認定こども園長、保育所次長、認定こども園次長又は所長補佐の職務	次長の職務		困難な業務を行う次長の職務	次長の職務	学校給食センター所長補佐、認定こども園次長又は館長補佐の職務	分署長の職務
6級	副会計管理者、出納室長、保育所長、認定こども園長、廃棄物処理センター所長、処理センター所長、養護老人ホーム和みの郷かなや施設長又は特命参事の職務	困難な業務を行う次長の職務	事務局長の職務	事務局長の職務	事務局長の職務	学校給食センター所長又は認定こども園長の職務	副署長の職務
7級	会計管理者、養護老人ホーム和みの郷かなや施設長、特別参与又は特命参与の職務	局長の職務	困難な業務を行う事務局長の職務	困難な業務を行う事務局長の職務	困難な業務を行う事務局長の職務		消防署長の職務
8級	担当部長、地域防災監、企業誘致推進監、雇用対策調整監、特別参与又は特命参与の職務	困難な業務を行う局長の職務					消防長の職務

(新見市地域担当職員に関する規則の一部改正)

第3条 新見市地域担当職員に関する規則（平成30年規則第4号）の一部を次のように



改正する。

第4条第2項中「福祉部長」の次に「健康支援担当部長」を加える。

(新見市庁議等設置規則の一部改正)

第4条 新見市庁議等設置規則(平成17年規則第277号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

市長、副市長、教育長、総務部長、福祉部長、健康支援担当部長、産業部長、建設部長、教育部長、消防長
--

(新見市情報処理システム管理運営規則の一部改正)

第5条 新見市情報処理システム管理運営規則(平成17年規則第28号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項を次のように改める。

2 セキュリティ統括責任者は、総務部長、福祉部長、健康支援担当部長、産業部長、建設部長、消防長、教育部長をもって充てる。

別表を次のように改める。

新見市情報処理システム管理運営委員会委員
総務部長
福祉部長
健康支援担当部長
産業部長
建設部長
消防長
新見支局長
大佐支局長
神郷支局長
哲多支局長
哲西支局長
教育部長
総務部総合政策課長
総務部総務課長
総務部情報政策課長

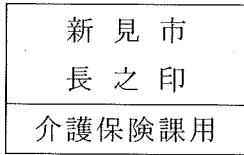
(新見市公印規則の一部改正)

第6条 新見市公印規則(平成17年規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表市長印の項公印管守機関及び使用範囲の欄中「介護保険課」を「高齢者支援課」に改める。

別図中

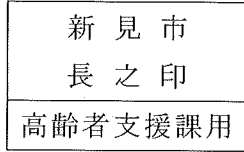
「



」を

「

83



」に

改める。

(新見市介護保険条例施行規則の一部改正)

第7条 新見市介護保険条例施行規則(平成17年規則第139号)の一部を次のように改正する。

第6条中「介護保険課」を「高齢者支援課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新見市規則第13号

新見市契約規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新見市長

戎 奇

新見市契約規則の一部を改正する規則

新見市契約規則（平成17年規則第51号）の一部を次のように改正する。

第24条及び第25条中「20万円未満」を「30万円未満」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新見市規則第14号

新見市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新見市長 戎 育

新見市会計規則の一部を改正する規則

新見市会計規則（平成17年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第43条第1項中「令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に改める。

第44条（見出しを含む。）、第45条（見出しを含む。）及び第46条（見出しを含む。）中「公金収納受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第80条第1項中「第4号」を「第5号」に改める。

第92条中「令第165条の3」を「法第243条の2第1項」に改める。

第95条中第21号を第22号とし、第3号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 森林環境税

別表第1中

「

総務課	課長	1 課において取り扱う使用料及び手数料の収納事務 2 市民センター・連絡所における収納事務 3 駐車料金の収納事務 4 豊永財産区の収納事務 5 その他所掌に属する収納事務 6 課に属する物品の出納及び保管
-----	----	--

」を

「

総務課	課長	1 課において取り扱う使用料及び手数料の収納事務
-----	----	--------------------------

		<ul style="list-style-type: none"> <li>2 市民センター・連絡所における収納事務</li> <li>3 駐車料金の収納事務</li> <li>4 その他所掌に属する収納事務</li> <li>5 課に属する物品の出納及び保管</li> </ul>
--	--	--

」に、

福祉課	課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 老人福祉法第28条の規定による費用徴収金の収納事務</li> <li>2 新見交流センターの使用料の収納事務</li> <li>3 その他所掌に属する収納事務</li> <li>4 課・新見交流センター・障害者地域活動支援センターに属する物品の出納及び保管</li> </ul>
介護保険課	課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険料の収納事務</li> <li>2 その他所掌に属する収納事務</li> <li>3 課・地域包括支援センターに属する物品の出納及び保管</li> </ul>

」を

福祉課	課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所掌に属する収納事務</li> <li>2 課・障害者地域活動支援センターに属する物品の出納及び保管</li> </ul>
高齢者支援課	課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 老人福祉法第28条の規定による費用徴収金の収納事務</li> <li>2 介護保険料の収納事務</li> <li>3 その他所掌に属する収納事務</li> <li>4 課・地域包括支援センターに属する物品の出納及び保管</li> </ul>

」に、

処理センター	所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所掌に属する収納事務</li> <li>2 処理センターに属する物品の出納及び保管</li> </ul>
教育総務課	課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設使用料の収納事務</li> <li>2 教員住宅使用料の収納事務</li> <li>3 その他所掌に属する収納事務</li> <li>4 課に属する物品の出納及び保管</li> </ul>

」を

処理センター	所長	1 所掌に属する収納事務 2 処理センターに属する物品の出納及び保管
養護老人ホーム	施設長	1 所掌に属する収納事務 2 養護老人ホームに属する物品の出納及び保管
教育総務課	課長	1 学校施設使用料の収納事務 2 教員住宅使用料の収納事務 3 その他所掌に属する収納事務 4 課に属する物品の出納及び保管

」に

改める。

別表第3中「支給決定」を「支出決定」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新見市規則第15号

新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新見市長

戒 奇

新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例施行規則（平成24年規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 特別措置の実施対象となる行政サービスの表（第3条関係）

区分	名称
補助金等	新見市市民海外研修事業補助金
	新見市視覚障害者就労支援事業助成金
	新見市不妊症対策支援事業補助金
	新見市不育治療支援事業補助金
	新見市スギ間伐材運搬経費支援事業補助金
	新見市間伐材搬出促進事業費補助金
	新見市地域循環バイオマス利活用支援事業補助金
	林内作業道開設事業補助金
	林道維持補修用原材料支給事業
	新見市農地農業用施設機能回復事業助成金
	集落営農育成・強化サポート事業補助金
	新規就農者住宅確保事業補助金
	新見市就農奨励金
	新見市子牛生産奨励補助金
	新見市和牛改良事業補助金
	新見市畜産環境整備事業補助金
	新見市中小企業大学校等研修事業補助金
	新見市中小企業設備近代化資金利子補給金
	新見市制度融資利子補給金
	新見市信用保証料補助金
	新見市雇用安定助成金
	新見市企業立地促進奨励金
	新見市空き工場等活用奨励金
	新見市災害復興住宅建設資金等借入利子補給補助金
	水道事業給水工事補助金
	新見市既設浄化槽再利用工事補助金
	新見市自立支援教育訓練給付金
	新見市高等職業訓練促進給付金等事業給付金
	新見市中小企業支援事業補助金
	新見市子育て支援金
	新見市病児・病後児保育事業費等補助金
	林内作業道維持修繕事業補助金
	林内作業道維持修繕用原材料支給事業
新見市創業・事業承継支援事業補助金	



	新見市農林畜産漁業創業支援奨励金
	新見市空き家活用推進事業補助金
	新見市ワイン用ぶどう苗木購入助成金
	新見市経営革新支援事業補助金
	新見市資格取得費支援補助金
	新見市千屋牛生産振興奨励金
	新見市空家等適正管理支援事業費（除却）補助金
	新見市市民後見人養成事業助成金
	新見市手話通訳者養成支援事業助成金
	新見市公的工業団地復旧支援事業補助金
	新見市林地残材搬出促進作業道開設事業補助金
	林道維持修繕事業補助金
	新見市木材生産向上支援事業補助金
	新見市移動販売車購入補助金
	新見市住まいの脱炭素促進事業補助金
	新見市自動車急発進防止装置整備費補助金
	新見市身体障害者等自動車利用支援事業費補助金
	新見市結婚新生活支援事業補助金
	新見市暮らしの脱炭素促進事業補助金
	新見市養育費履行確保支援補助金
	新見産材のぬくもりを活かした家づくり支援事業補助金
	新見市木造住宅建築業者支援事業補助金
	新見市植林促進事業補助金
	新見市森林保育支援事業補助金
	林業・木育普及活動支援事業補助金
	新見市千屋牛生産基盤拡大事業補助金
	新見市飼料生産基盤拡大事業補助金
	新見市耕畜連携推進事業補助金
	新見市スマート農業推進事業補助金
	新見市荒廃農地再生事業補助金
	新見市強い農業・担い手づくり総合支援交付金
	新見市鳥獣被害対策実施隊捕獲確認活動奨励補助金
	新見市経営体育成支援事業助成金
	新見市自転車用ヘルメット着用促進事業補助金
	新見市再造林促進事業奨励金
	新見市林業資格取得費支援補助金
	新見市キャッシュレス決済導入補助金
貸付・融資	新見市肉用牛特別導入事業（貸付）

新見市中小企業融資あっせん
新見市水洗便所改造資金融資あっせん
新見市営農団地（賃貸）